

第五十八回 参議院石炭対策特別委員会會議録第七号

昭和四十三年五月十日(金曜日)
午後一時三十二分開会

委員の異動
五月十日

小任
小林 篤一君
近藤英一郎君
鬼木 勝利君
補欠選任
内田 芳郎君
高橋雄之助君
宮崎 正義君

出席者は左のとおり。
委員長
理事
光村 甚助君
高橋雄之助君
吉武 恵市君
小野 明君
井川 伊平君
石原幹市郎君
沢田 一精君
徳永 正利君
西田 信一君
柳田桃太郎君
阿部 竹松君
大河原 次君
北條 傳八君
宮崎 正義君

委員

國務大臣

政府委員

通商産業大臣
労働 大臣
通商産業省石炭局長
通商産業省鉱山保安局長
労働省労働局長
維名悦三郎君
小川 平二君
中川理一郎君
西家 正起君
松永 正男君

事務局側

労働省安全衛生局長 大野雄二郎君
労働省職業安定局長 有馬 元治君
常任委員会専門員 小田橋貞寿君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件
○当面の石炭対策樹立に関する調査
(雄別炭鉱の落盤事故に関する件)
○石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(光村甚助君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。
本日、小林篤一君、近藤英一郎君及び鬼木勝利君が委員を辞任され、その補欠として内田芳郎君、高橋雄之助君及び宮崎正義君が選任されました。

○委員長(光村甚助君) ただいまの異動に伴って、理事二名が欠員となっております。つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じますが、互選は投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(光村甚助君) 御異議ないと認めます。それでは理事に高橋雄之助君を指名いたします。

○委員長(光村甚助君) 次に、当面の石炭対策樹立に関する調査を議題といたします。

昨九日朝発生いたしました雄別炭鉱落盤事故について説明を聴取いたします。西家鉱山保安局長。

○政府委員(西家正起君) 昨日、北海道の雄別炭鉱におきまして落盤災害が発生いたしました。まことに遺憾に存じている次第でございます。お手元にごさいます資料につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

災害を起こしました炭鉱は、雄別炭鉱の雄別通洞坑でございます。鉱業権者は雄別炭鉱株式会社で、北海道の阿寒郡阿寒町にございます。災害が発生いたしましたのは、四十三年五月九日午前五時三十五分ごろでございます。昨日でございます。発生いたしました箇所は、同坑の中の堤沢末広第4B掘りという採炭切り羽で起こったものでございます。罹災者は死亡者四名、重傷者二名、計六名でございます。

災害の状況でございますが、当坑は鉱山労働者約千三百三十八名をもつて月産六万八千八百トンを出炭している炭鉱でございます。今回、災害の発生いたしました切り羽は、坑口から約七千メートルの位置にある長壁式の後退掘りの採掘所でございます。まして、掘りの面の長さは九十メートル、傾斜は二十三度、全体の山は一メートル七十九センチで、その中の炭の幅は一メートル三十九センチでございます。掘り、掘りを支持する支柱は水圧鉄柱とそれからカッペ使用の千鳥につくりました三列柱方式でございます。採炭機械はドラムカッターを使用しております。一日の掘り人員は八十六名でございます。五月八日の三番方といたしまして、係員三名と鉱員二十二名、合計二十五名の方

たちが配番になりました。採炭作業を行なっておったのでございます。災害発生前は、カッターがという口——という口と申しますのは積み込み口で

ございますが、積み込み口から二十六・二メートル付近までコールカッターで切取作業をしております。逐次下のほうから掘り上げてきておったのでございます。また、という口から十五メートル付近においては鉱員の方二人が山固め作業——支柱の補強作業をやっておったのでございます。

災害直前に係員と鉱員の方一人が掘りの肩側、すなわち上部のほうから深掘り——下のほうへ掘り進んでおりました。このとき突然下部のほうにございまして深ステープルから上部約二十九・五メートルの間にわたりまして、これは幅が八・六メートル、高さが一・五メートルの範囲でありまして、カッターの切取作業をしておりました鉱員一名と散水作業をしておりました鉱員一名と、先ほど申しました山固め作業をしておりました鉱員二名、さらに掘り下がつてまいりました係員の合計五名が埋没をいたしました。掘り下がつてきた鉱員一人は重傷を負ったのでございます。埋没をいたしました五名のうち、散水作業をいたしておりました鉱員一名は無事に救出されたのでございますが、残りの四名の方々は遺体として収容されたのでございます。

原因の究明でございますが、現地の札幌鉱山保安監督局から一名の監督官、さらに釧路鉱山保安監督署から署長ほか三名の監督官が現地に急行いたしました。目下鋭意調査中でございますが、ただいままでわかっております状況は申し上げますと、この切り羽の支柱の中に異種鉄柱が使われておったという事実を、異種鉄柱というものは長さの違った鉄柱を使っておったという事実がわかっておりますが、これが災害に直接関連があるかどうか、これにつきまして目下追及調査をいたしております次第でございます。

簡単に右のほうに半ばらで図面が書いてござい

らでなければならぬので、いわばおか目八目と

最近におきましては、和人の新しい職業観や生活態度が、海外に波及して、海外の生活態度や職業観に大きな影響を及ぼしているわけでございますが、したがって主

です、労働省設置法で。それが簡単に、佐藤総

理どう言ったか、ぼくたちは新聞記事を読んだだけでですからわかりませんけれども、それを労働大臣が簡単に衆参両院の議決を踏みにじって六カ月後に提案するなどということは、見識のないものはだいたいと思うのですよ。私はそう思います。甘んじて受けますなどということは、りっぱに聞かえますけれども、そんな見識のないことはない。六カ月前に衆参両院の八百名近い議員が可決しているわけですからね、満場一致で。それを総理に一言言われたからといって、わが省ではこれは必要ございませんということは、労働大臣、私が考えれば不見識だと思ふ。しかし、あなたの甘んじて受けるということは、どういうことを意味しているかわかりませんけれども、そういうふうに考えているわけですよ。

そこで、さいせん申し上げました通産省と労働省と、片や生産に関係ある省、片や生産に従事する労働者を守るほうなんです、このくらい災害が起きているのに、いま大臣のお話を承ると、減りましたと、こう言う。確かに減りましたですよ、減りましたけれども、四十万おるときの千名の犠牲者と十分の一になったときの五百名の犠牲者では、パーセンテージは上がっているわけですよ。昔のような四十万当時のパーセンテージでいくのであればそれは大臣の御答弁はぼくは了承しますよ。しかし、全然パーセンテージが上がっているわけですから、大臣の答弁はぼくは正鵠を得ていないと思うのですが、あなたがそういうふうにお考えになるということは、私どもは残念なことであると思うのですが、この点はいかがですか。

○国務大臣(小川平二君) 産業安全全般といたしましては、これは絶対的にも相対的にも幸い減少してきております。ただこれが減少しておるから、これだよいという心境でございませぬことは先ほど申し上げたとおりでございます。鋭意努力しております。

○阿部竹松君 減少でなくてふえておるのですよ。減少しておりませぬよ。何人対何ということはパーセンテージでいくとふえておるわけですよ。

よ。絶対減っておらぬのですよ。

○国務大臣(小川平二君) ただいま数字について安全衛生局長からお耳に入れます。○政府委員(大野雄二郎君) 産業安全全般といたしましては、ただいま大臣からお答えいたしましたように、絶対数、それから率、これは率も千人率、強度率、あるいは度数率、いずれにおいても落ちております。阿部委員の御指摘は鉱山の問題ではなからうかと存じます。この点は鉱山保安局からお答えいたしたいと存じます。

○阿部竹松君 それは鉱山保安局の関係でしよう。しかし、労働省は全然心配も何もせぬわけですか。私どもは関係ございませぬと言っていただけではいけないわけですよ。しかし、私はそういうものではなくて、労働者のサービスセンターとして出発した労働省、関係あると思うのですよ。あなたそんなこと言うから、安全衛生局長はなしてしまえ、こういうことを言われるのだよ。

○政府委員(大野雄二郎君) 私どものほうも勧告の問題もございまして、またお金の問題で恐縮でございまして、労災保険の適用の問題もございまして、これにつきまして深甚な注意を払っておるわけでございます。正確な数字は鉱山保安局長から申し上げたほうが一番新しい数字が入るかと思ひます。

注目すべき現象とわれわれは考えております。したがって、これをどうやって災害を減らすかということ、私どものほうとしても鉱山保安当局が考えられておる以外に、考えられる限りは十分考えていきたい。これはどういう角度かと申しますと、鉱山保安局の扱っておられる問題は保安技術という角度から見られると思うのでございまして、やはり災害というものは人と職場との関係、そんな関係からいいますと、安全管理部門全般、あるいは人と物とのいわゆる人間工学というんですか、そういう見方をやっていきたい。このためにはかなり時間がかかるので、その間待っておられないというおしかりに対しては、はなはだ申しわけないんですが、昨年度における勧告もそういう観点をもとに織り込んだものでござい

ます。

○阿部竹松君 長い時間をかければおしかりをこらむということなんですがね、鉱山保安局長いかがですか。

○政府委員(西家正起君) 鉱山の中で特異な石炭鉱山だけをとりまして災害の推移を見た場合に、絶対数、罹災者全体の数は相当減っておりますけれども、分母に労働者のフアクターをとりました稼働延べ百万人当たりの災害率という点から見れば、まさに先生御指摘のとおり横ばいよりはむしろ最近強含みの状態でございます。ただ、罹災者全体の率から見ますとそうでございますが、死亡率につきまして見た場合には絶対数も減っております。昨年度におきまして非常に減少してまいりました。今年度もさらにそれに引き続きこの率が下がる傾向でございます。ただ、たまたま今回また死亡者を発生いたしました。現在までのところ、やはり昨年よりは減ることが予想されておるような次第でございます。しかしながら、死亡者ばかりでなくて、罹災者全体として先生御指摘のとおり全体の災害率を減らすということが非常に重要であるというふうな考えでおりますので、ことし始めました新しい五

カ年計画につきましては、この点を非常に重視をいたしまして、罹災そのものを減らすというところ、いろいろな基本計画をつくりまして、実行に移しているような次第でございます。先ほど労働省のほうからいろいろお話がございまして、先ほど十分織り入れまして、単に保安技術ばかりでなく、人の面につきましても十分施策を講じまして、全体の災害率を減少させよう、かように考えておる次第でございます。

○阿部竹松君 また保安局長の同じような答弁を承りますが、さいせんあなたもお聞きのとおり、労働省はそのつどあなたのほうに勧告しておる、こういうお話なんです。何回勧告を受けてどういう処置を講じたんですか。

○政府委員(西家正起君) 過去におきまして災害のございましてごに労働大臣から前後四回、それから基準局長のほうからやはり三回勧告を受けております。ごく最近受けましたのは、昨年の三池の災害のございまして直後に安全衛生局長から勧告を受けておるわけでございますが、その中で特に強調されております炭鉱の幹部の――幹部がしよつちゅう入坑いたしました、坑内の状況を十分把握して、身をもって坑内の状況を把握して対策を講ずる、こういう一項目があるものでござい

ますが、これにつきましては、その後たびたびこれを全鉱山に周知をいたしまして、今度の新五カ年計画につきましてもこれを一本の柱としまして、幹部級を奨励をいたしまして、身をもって災害防止に当たらせるように指導もいたしておる次第でございます。そのほか特殊な項目で二酸化炭素に対する処置、規則改正その他につきましては、そのつどこれは実行いたしておりまして、現在までの状況につきましても十分監視をしておるような次第でございます。

夫の教育につきまして、今後ともさらに監督を厳にいたしまして十分にやっつけていきたい、かように考えるわけでございます。十分教育を施した者であれば、これは組夫といえどもしかるべき作業に働いて差しつかえない、かように考えまして、今後ともなお一そうの努力をいたしたい、この上

うに考えております。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしますが、労働省からおいでになっておりますので、労働省の局長さんに二、三点お尋ねして本法案の審議に入りたいと思うわけですが、職安局長、これは炭鉱ばかりでなくて、労働者不足とか労働倒産というのがございまして、これは東京とか横浜ばかりでなくて、大阪あるいは名古屋等においても同じ現象なんです、中小企業とか、あるいはその他の企業にやっぱ労働者が集まらぬのですね。しかし、レジャーブームとかどうかかわりませんか。レジャーホテルとか、そういうふうな仕事にはどんな人若き青年男子女子が集まるわけですか。これは一般日本全国の風潮だと思っておりますが、労働省の職安行政に携わっている局長はどうお考えになりますか。ほんとうの生産業務には応募しない、企業倒産、労働倒産と言われている。ところがレジャーブームで観光ホテルとか、その他のそういう種類の職場には膨大に人が集まるわけですね。日本の国というのは一体そういうことではないのか、労働省というのはそういう仕事をやっていさるのかということをお私に疑問を持つのですが、いかがですか。

○政府委員(有馬元治君) 労働力が不足になりまして、御指摘のような傾向が非常に露骨に出ておりますので、私もとしましては今後の不足時代に対処いたしまして、できるだけ産業経済の発展という観点も考慮に入れます、そういう三三三部門、特にレジャー、あるいは奢侈部門という方面に労働力が必要以上に流れないように、過剰就業にならないようにという観点でいろいろ考えておりますが、何せ労働の統制というところは考えられませんが、勢い二次産業、わけでも重要な生産を担当してある分野に必要な労働力がごく自然に流れていくようにというふうな誘導政策をできるだけとってきたいということで、この一月でしたか、「労働力の不足の現状とその対策」という労働大臣の基本的な見解を発表いたしました。これを窓口においても、また私も産業界その

他世間一般に呼びかける場合においても、この考え方を基本にして、できるだけ雇用政策を展開していく、こういうふうな方法をとっておるのでございます。何せ雇用の問題は非常にきめ手を欠く問題でございますので、気長に世論形成をしながら、啓蒙指導しながら誘導していくという手段しかございせん。効果が非常に薄いと思ひますけれども、その努力はわれわれとしては着々やっておるつもりでございます。今後ともそういうた奢侈産業等に過剰にそういう労働力が流れていく、あるいは過剰就業の状態がでないようにできるだけ指導を加えてまいりたい、かように思ひます。

○阿部竹松君 直接責任が大臣と違っていないわけですから、有馬局長にお尋ねするのは、ちよつと過ぎることばかもしれませんが、労働大臣の見解発表くらいでは問題が解決しないと思ひます。太平洋戦争に日本が敗れて、まあ満州から、あるいは台湾から、朝鮮から、樺太から引き揚げてきて、北海道、本州、九州、四国の四つの島に一億の人口が生活をしなければならぬ、これはたいへんなことだということに考えたのです、ところが、いま労働不足、こういうわけています。これは不思議なんです。労働不足で生産部門に人がないというのです。こういうことについて、これは局長にお尋ねするのでなくて、総理大臣のほうに日本の国をどうするかということについての質問になるかもしれませんけれども、こんな小さな島に一億もあって、みなが生きていかなければならぬ、どうなるんだということをお心配しました。有馬局長もそういうことをお考えになったかどうかかわりませんか。ところが、今日人がない。人口密度はまあオランダが一番ですから日本は世界二位ですが、こういうことについて労働省は不思議とも何とも思ひぬのですか。○政府委員(有馬元治君) 不思議といひますか、非常に労働力不足といひますか、人手不足の状態になりまして、今後これにどう対処していくかということにつきましては、非常に真剣に検討を加

えまして、先ほど申し上げましたような基本的な見解をこの正月に大臣見解として発表いたしましたわけでございます。この考え方の基本は、労働力不足だといふけれども、ほんとうに不足なのだろうか、どうなのだろうか、その分析から始めまして、これをヨーロッパの先進諸国と比較検討してみた結果、ほんとうの意味で人手が足りないという状態ではない。まだまだむだがあり、節約の余地があるという結論に達しまして、一方では労働力の節約を強力に呼びかけながら、他方で先ほど先生が御指摘になったような過剰就業なり、あるいは過剰サービスなりというような問題もございまして、できるだけ必要な生産分野に労働力が確保されるような誘導政策を強力に展開していこう、こういう基本的な見解を発表いたしましたわけでございます。ただ、これを實現する手段としては限られておりますので、なかなかこれを一朝一夕に實現することのむずかしいことは百も承知で、こう

いった考え方を世間に公表いたしまして、この考え方に基づいてあらゆる施策をこれに集中し、われわれの窓口においても、この考え方をできるだけあらゆる場面に織り込んで窓口の指導をする。そのことによつて、非常に手ぬるいという御非難はございませうけれども、その目標に向かって着々誘導していこう。こういう体制を確立しつつございまして、全然労働省としてはこの労働力不足時代に対処して何もやっていないのだというおしかりでございますが、私も私も私どもなりに、いま申しましたような考え方で指導しておりますので、これはぜひ御理解をいただいて御協力をお願いいたします。

やはり行政指導の面ではかるべき処方箋を書いて処置しなければ、これはたいへんな問題だと、こういうことを考えて局長にお尋ねしておるわけです。労働力が足りないというだけであらば何ですが、一方には大ぜい非生産部門に膨大に集まっておるわけですから、こういう点について非常に矛盾しているじゃないか、これを労働省の力で何とかならぬものかというお尋ねなんです。

○政府委員(有馬元治君) 御指摘のとおりだと思います。ただ、二次部門と三次部門のアンバランスをどう判断するか、将来どういうふうに修正していくかということ、これは非常にむずかしい問題でございます。私ども当面、三次部門に労働力が集中し過ぎる傾向が非常に著しく出てきておりますので、できるだけ二次部門に必要な労働力を確保する誘導政策を展開をしていく、たとえば学卒を見まして、いままでのように中卒であるならば四人に三人は現場の労働者になったわけでございますが、これが供給構造といひますか、進学率が高まって、高卒が主体になりますと、高校卒の従来の傾向は五人に一人か四人に一人しかブルーカラーにならない。これをやはり相当の比率でもってブルーカラーに進出できるように誘導政策を展開しない、この一面から見ても、重要な生産部門を担当するブルーカラーの補給がつかない、こういうことは傾向としてはつきりいたしておりますので、私も私も先ほど申しましたような基本的な見解に立つて具体的に雇用政策を展開してある、こういう状態を申し上げておるわけでございます。

○阿部竹松君 審議しなければならぬ法案のお尋ねに入る前にあまり時間を使つてあれですから、最後にお尋ねいたしますが、職安局長御存じかどうかかわりませんが、一週間ほど前に、正確に言うと、四月二十五日から三十日にかけて、九州で共同石炭とか大辻炭鉱、こういうところが閉山になったのです。そうすると、あなたのほうでいろいろと御苦勞願つてお話を願わなければならぬ。一方さいせん論争したように、人が足らぬ

ということでは従業員の募集をしなければならぬ、やめていく分には国で金を出している手当てをしなければならぬ、一方はいま申し上げましたとおり労働不足ですから募集に金がかかる、きわめて矛盾だと思ふのです。そこで私も社会党から、炭鉱国有案というものを提出しておりますので、その点についてはあとで推名さんにお尋ねしようと思ひますが、そういう矛盾を労働省がどう考えるのかというところが最後の質問であり、それからもう一つ、これは労政局長のおいでになっておられますが、どなたか労政局関係の方がおいでになっておればお尋ねしたいのですが、炭鉱の賃金について、炭労にストライキをやめなさい、そのかわり中労委に預けて責任をもつて解決しますと、こういうことで炭労のストライキをストップさせた。こういうことについて、私反對しませんが、その後一体どうなったのか、労働省はどうしてくるのかということを最後にお尋ねいたします。

○政府委員(有馬元治君) 最近の閉山離職者の措置と関連いたしまして、ビルド炭鉱に対する労働の確保と矛盾するのじやないかと御指摘でございますが、まあ私も最近の石炭産業の労働力事情を考えますと、その点は御指摘のように矛盾を痛感いたしております。現在の離職者措置法が御承知のように他産業に離職者を転換させるということを基調にしてきておりますので、基本的にはその考え方を離職者対策としましては踏襲しているわけでございます。しかしながらビルド山の労働力の確保もあわせてやらなければならぬという事情が三十九年末ごろから出てまいりました。そのころから私もとしましては、石炭の離職者を再度石炭山に再就職させるという方向を徐々にとり出しました。一昨年から御承知のように石炭山に再就職する場合にも移住資金を出すという制度を新たに設けて、必要な石炭労働力を離職者の中から確保していくという政策を推進して今日にきております。実績から見ましても、石炭の離職者のうちの三分の一程度は再度石炭山へ

帰つておる、まあこういう状態でございます。

今後の問題といたしましては、やはり石炭産業の再建方策というものをきつちりときめて、その中でどうすれば必要な労働力が確保できるかという観点から今後根本的に検討し直さなければならぬのじやないかと思ひます。その際に、やはり労働力の面から見れば、石炭産業全体として考えなければこの矛盾は解決できないのじやないかというふうな考えまして、まあ今後の石炭政策のあり方とも関連いたしまして、私もとしましては労働の確保対策を今後とも重視してまいりたい。と同時に、閉山合理化から生ずる離職者も他産業に円滑に再就職できるように方法も講じなければならぬ。いわば他産業への転換と石炭産業内における労働の確保とまあ両面を負つて石炭対策といひますが、労働対策を展開しなければならぬ事態になるのじやないか、かように考えております。

賃金は私の所管じやございませんが、御承知のように、中労委に現在かかつておりますので、これは公正な第三者機関としての中労委が賃金の問題についてあつせんに入り、中労委の手によって解決されることを期待いたしておる段階でございます。

○阿部竹松君 職安局長の分野でないということも百も承知であります。しかし労働大臣が衆議院に行かれたので、やはり責任ある答弁をしていただかなければならぬわけであります。労働大臣が、おまえストライキをやめなさい、そのかわり責任をもつて解決しよう、こういうことで中に入つたのですから、行司に。そうすると、やはり責任ある答弁をいただかないとこれはいかぬわけですか。どなたかおらぬのですか。おらなければ、ほかの人が質問しておるうちに出席願つて、あとで御説明願ひます。

○政府委員(有馬元治君) 阿部先生の言われることはよくわかりますが、私も二回ばかり石炭の賃金のあつせんを中労委の立場でやりましたので、まあ大体いとお答え申し上げたことでおわかりい

ただけるのじやないかと思ひます。

○阿部竹松君 全然わからない。それは大臣が中に入つたわけですから、中労委の問題を審議願ひる場合に、労働者側が訴える場合と、あるいは経営者側が訴える場合と、反対する場合と、三様にいろいろあるわけですが、今回は労働者を呼んで大臣が中に入つておられるわけですから、それは確かに裁定は中労委がなさるのでしようけれども、労働省は、ただまかせたと言われただけでは済まぬと思ひますがね。

それでは続きまして法案の内容についてお尋ねいたしますが、直接関係ございませんけれども、前回も論議しましたが、まあ抜本策についての論議ですね、私も日本社会党から国有化法案というのと公社法案と二つを出しておるわけです。これは直接行政に關係ないわけですから通産大臣にお尋ねするのがちよつと過ぎることかもしれませぬけれども、しかし、お互いに石炭産業をどうするかということに心配しておられるわけですから、その衝を一手に握つておられる通産省の御見解をお聞きしたいと思ひます。ということでは、立法院のことで、立法院でかつてにきめなさいという発言になるかもしれませぬし、あるいは私どもの法案が出てから論議するのが妥当だと私も考えますが、自由民主党の諸君はその提案すら聞かないというふうな頑迷固陋なことを言つておられますから、この際直接通産大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 現実の案を拝見しないとも申し上げかねる点がありますが、しかし、何でも財政にみなしを寄せるといふような安易な考え方であつては、これはもちろんありませんが、とかく、そうなりがちである、と言つてもまあ貸借対照表で運営されておるものではございませぬから、それに依存するといふことは、結局そういう方面をないがしろにするといふことになりまして、それからまた労働管理の面でも非常にやりにくい点があるのではないかと。やはり石炭は石炭特有の一つの管理が必要だろと思ひま

すし、そういう点でいうと、何もかも国家機関になると非常に大味になつて、大ざっぱになる。そういうために能率がぐつと落ちるといふようなことをよく言われているのです。そういう意味でよほどこれは慎重に考究すべき点が多々あるように考へております。

○阿部竹松君 私耳が悪いせいか、大臣の説明がよう聞き取れぬのですが、どういふわけであらうことになりませうか。あなたのお説でいくと、国鉄にしろ、あるいは電話にしろ、郵便にしろ、みんなばらばらにしたほうがよいといふこと、これは極端な解釈ですが、そうなりませぬか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 早い話が、電信電話は一本の電線、あるいは一つの電波といったようなものにつながつておられて、そういう方面の統一性がおのずからある。国鉄にいたしましてはそういう点があると思ひます。しかし、炭鉱となると、それは千差万態でありまして、非常に国家機関として大まかに運営するといふ点では非常に適当でないといふふうに考えられます。

○阿部竹松君 大臣は、現状の姿で炭鉱がこのまま生かされるということには判断しておられぬのでしようね。

○国務大臣(椎名悦三郎君) もうこのままではどうもいかぬと、こういうこととお互いに知恵を出し合つて抜本的な構想を打ち立てよう、こういうところへいまきておられるわけでございます。

○阿部竹松君 そこで、この前大臣は、衆議院の本会議のためにいふことになりましたが、石炭局長に私こういうことを申し上げた。これはなかなか石炭産業はたいへんで、これは石炭局長に申し上げても、局長は答弁は困難でしょうけれども、やはりガンはガンだと言つたほうがいいですよという話から始まつて、言いくいことをだれが言いかというところが問題であると。しかし、切るところは切つて、もう悪性盲腸をベニシリン注射で痛みをとめておくなどといふことはだめですよという話を申し上げたことがある。それとあわせて大臣ね、植村甲午郎会長のところへ、審議会

で結論を出して、それを今度大臣がいかにせんかということを決定になって、閣議決定して国会にかかるとしよう。しかし、それではちょっと手間ひまがかかりますよ。したがって、それは通産省とそれから石炭経営者と炭労と集まって結論出したらどうですか。千億の肩がわりをしてもらって、六百億の特別会計をつくってもらって、石炭経営者は横着じやないかと、ここらあたりで何とか三者であまり人のお世話にならぬで解決する方法はないものでないかと、二回も私申し上げたいへん恐縮なんです、そのとき石炭局長に申し上げたんです。ですから、大臣ね、この際あなたの方でというよりも、現内閣の方で、だめなのは早くだめだというたほうが労働者も助かる。あすは何とかなるだろうという甘い気持ちでもって宣伝する、われわれ野党も責任はないといつても、立法院に参画しておれば責任あるわけですから、ただ自民党が悪い、現政府が悪いというだけでは済まされぬわけです。そういうことをひとつやってくれませんかというのを石炭局長に申し上げておる。この点について石炭局長からお聞きになっておるかかわかりませんが、この二つの事業団が一緒になるというのですから賛成です。しかし、これを一緒にしていく法律を異議なしでできたところで、石炭産業は助からぬ、根本問題があるわけですから。その点を大臣にはつきりと承っておきたいというのが私のお尋ねする一点です。

○國務大臣(権名悦三郎君) もうこの期に及んでいわれる事柄をごまかして粉飾していこうという考え方はもう許されないと私も思います。でありますから、いま諮問をしておりますが、その諮問に対する答申があり次第、できるだけ早く結論を出して、そして直ちに実行に移すというだけの勇氣を持たないかぬと、こう考えております。

○阿部竹松君 予定の時間も過ぎましたので、たいへん恐縮ですが、最後にお尋ねいたしますが、これは石炭局長からお願ひします。

四十三年度の出炭の見通し、それからその需要と電力用の関係についてお尋ねするのと、それからいま労働省と論争しましたが、労働者の問題ですね、確保について。その次に、事業団が合併するわけでしょう、衆議院で修正になりました、理事長、副理事長ということになりましたが、そういう部分についてははけっこうですが、その職員の配置についてのお尋ねと、それから最後に、三年間ぐらいのデータでけっこうでございますが、休山、閉山、廃山によって開発銀行から相当融資を受けながら、完全にお世話をかけながら赤字を出したという山もあるかと思ひます。以上四点を、委員長恐縮ですが、最後にお尋ねして私の質問を終わります。

○政府委員(中川理一郎君) 最初に、四十三年度の出炭見通しでございますが、四十三年度の石炭鉱業合理化実施計画では、生産数量を四千七百万と定めます。これは閉山処理の見通し、それから石炭鉱の近代化計画、設備投資の動向、それから労働力確保の見通し等から予測されます生産の落ちつきを総合的に判断いたしましたものでございますが、具体的に申し上げますと、四十三年度の産率を四六・八トンと見ておられます。閉山規模は二百五十三万トンと見ておられます。常用労働者は八万一千人と考えておられます。かく判断いたしましたものと比べておられますのは、四十二年の実績でございますが、四十二年は先生御承知のように上半期にたいへん出炭不振でございまして、第四四半期に入りましてかなり産率が上がっている、出炭が伸びておるといふ状況でございます。そこで全体としてどう考えるかというところが一つございまして、大ざっぱに申し上げますと、第四四半期の生産数量の千二百二十万トンというのを季節修正をして年産に直しますと、四千八百万トンぐらゐのものを第四四半期は出しておるといふことになりまして、そこで先ほど申しました二百五十三万トンの閉山規模を考えておまして、これを引きましますと、もつと小さな数字になるのでございまして、先ほどの閉山規模に相当する出炭減をカバーし

て、なおかつ先ほど申しました四十六・八トンの産率という点での生産状況をビルド山等に見込みまして、全体として四十三年度は大体四千七百万トンぐらゐに落ちつくのではなからうか、かように考えておるわけでございまして。

次は、生産に見合う需要についての御質問であらうかと思ひます。四十二年は前々から申し上げておりますように、電力側におきまして異常洪水がございまして、四十二年の石炭引き取りはかなりの大きかったわけでありまして、四十二年はさうなことを想定するわけにもいかぬ。もう一つは、一般炭の一般需要でございますが、スエズの関係で四十二年はわれわれが予想したよりも一般炭の一般炭需要というものは減らなかつた、こういう状況でございまして。これを四十三年度期待することは必ずしも当を得たものではない。

こう考えまして、大体需要数字といたしましては、四十三年度におきましては四千七百六十万トンぐらゐの需要というふうな考えでおるわけでございまして。先般、九電力の引き取りにつきましても、大体話がまとまりまして、二千五百五十万トンというところでいま考えておるわけでございまして。鉄鋼需要のほうは、原料炭が出ますれば出るだけ引き取ってもらえるという話し合いになっておりまして、あとの動向は一般炭業用一般炭の需要というものがどうなるかということであろうと思ひます。若干千た目に見まして、いまの生産と需要のほうは見合ふものと考えております。

それから第三番目の御質問は労働者確保対策の問題でございます。御承知のように、これがだんだん減つてまいつておりまして、最近の減少動向は著しゅうございまして、四十二年度末におきまして八万六千人ということ、前年度に対して一万四千人の減少となっております。このような労働者の急速な減少というものが石炭の生産に支障を生ずる原因の大きなものとなっておりますわけでございまして。先ほど来御質疑がございましたように、生産部門における労働者不足問題というものは、他の部門におきましても深刻な問題となつて

おる現況でございます。むしろ問題でございますが、石炭の場合特に問題がございまして。特別年金制度の実施と相まちまして、私どものほうとしては経営者層あるいは地方公共団体等にも呼びかけをいたしまして、老朽住宅の改善といったようなことを中心にした労働者の生活環境の改善、さらには技能労働者の養成を強化するというような事柄等を実施することによって、雇用の安定確保をはかりたいと考えております。しかし、これらは具体的なものといひますか、いわば対症的な療法でございまして、基本的には先ほど阿部先生おっしゃいましたように、石炭鉱業の長期的な安定ということなくして、ほんとうの意味での労働者確保という問題は出てこない、この安定策の中で、石炭鉱業に働く人の立場から見、魅力のある職場にすることが基本的には一番大事なこととございまして。先ほど大臣からお答えいたしましたように、審議会の答申を待って、私どもも今度は相当な決意を持ってこれに対処いたしたいと思つておるわけでございまして。

なお、いままでに閉山炭鉱等によりまして、開銀融資のうちで返済不能と申しますか、要するに完全なる貸し倒れとして銀行側で消却せざるを得なくなつたものがどれくらいあるかという御質問でございましたが、開銀銀行からいただきました数字によりまして、開銀の石炭鉱業に対する貸し付け額のうちに、昭和三十三年から昭和四十二年までの十年間におきまして、回収不能というところで大蔵大臣の承認を受けて消却いたしました額が九億七千万円であると聞いております。これはいま申しましたような意味におきまして、回収不能ということで、最終的に不良資産として消却した額でございます。したがって、大部分の閉山の炭鉱の問題につきましては、これで片づいておるわけでございまして、閉山会社のうちでまだ清算が終わっていないというふうなものも若干ございまして。例を申しますと、たとえば少し前の時点では大正炭業、新しいところでは大日本炭礦、この二つにつきましては、貸し付け金の回

収がどこまでできるか、まだ全体の清算が終わっていない。担保、抵当権による回収がどれだけあるかというのをやっておりますので、このほか回収不能になるものが全然ないということではございませんけれども、はつきり見きわめをつけて、ルールに従って、大蔵大臣の承認を得たものの十年間の総額が九億七千万円、そのように御承知願いたいと思います。なお、この分母に当たります開銀の石炭鉱業に対する現在の貸し付け金残高、これは四十二年度末の数字でございますが、八百六十四億円でございす。

それからもう一つ油という御質問があったかと思ひますが、これは全体の需給の問題でお答え申したつもりでございすが、四十三年度の国内における重油の消費量の見込みというものを鉱山局から聞きましたところでは、七千二百七十七万六千キロリットルという数字をもらつております。非常に大ざっぱな石炭換算では一億トン強のものですらうと思ひます。

それから鉱害復旧事業団の職員の身分についての御質問が最後にあつたかと思ひます。御承知のように、今度の総合によりまして、旧石炭鉱害復旧事業団というものの職員の身分は新しい石炭鉱害事業団におきましてこれを承継いたすこととなつております。これは旧事業団の一切の権利義務を承継することの一環として、職員についての雇用契約に基づく職員の身分も承継する、こういうこととございす。で、一つの基金と四つの鉱害復旧事業団を合わせるわけとございす。ことに、四つの鉱害復旧事業団はもともと政府機関という性格を持つておりませんので、政府機関並みの大体統一基準みたいなもので指導はいたしておりますけれども、若干それぞれの給与基準、退職手当の支給基準というものは格差がございす。こういうものがございすので、これにつきまして、統合後の問題にならうかと思ひますが、私どもとしては、従業員の立場が不利にならないように調整をいたしたい、是正をいたしたい。まあ結論から申しますと、低過ぎるほうが多くな

昭和四十三年五月二十一日印刷

昭和四十三年五月二十二日発行

るといふ修正にならうかと思ひますが、一挙にやるといふこともまた私ごとでお約束するわけにはいきませんが、一定の計画期間をもちまして、徐々に調整をはかつてまいりたい、かように考えております。結論として、いまより悪くなるようなことは可能な限りやらないつもりでおります。

○阿部竹松君 北海道地下資源のようにはならない……。

○政府委員(中川理一郎君) はい。

○委員(長光村基助君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

〔賛成者挙手〕

○委員(長光村基助君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もないようございすが、討論はないものと認めて御異議ございませぬか。

〔賛成者挙手〕

○委員(長光村基助君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(長光村基助君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

吉武憲市君から発言を求められておりますので、これを許します。吉武憲市君。

○吉武憲市君 私はいまだ全会一致をもつて可決されました原案に対し、この際、ここに各派共同提案にかかわる附帯決議案を提出いたします。まず、案文を朗読いたします。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案
石炭鉱害の問題は膨大なる残存鉱害量に加えて、終閉山に伴う無資力鉱害の激増を見、益々

深刻化している現状にかんがみ、政府は本法施行に当り、鉱害量を適確に把握して、早急に長期計画を策定し、鉱害復旧の計画的実施を強化するとともに併せて産炭地域の振興を積極的に推進し、以て国土の保全と民生の安定に万全を期すべきである。

右決議する。

以上であります。何とぞ委員各位に御賛同をお願いいたします。

○委員(長光村基助君) ただいまの吉武君提出の附帯決議案を問題といたします。

吉武君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(長光村基助君) 全会一致と認めます。

よつて、吉武君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、椎名通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。椎名通商産業大臣。

○国務大臣(椎名悦三郎君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その内容を尊重いたしましたので、御趣旨を体して善処いたしたいと思ひます。

○委員(長光村基助君) なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

〔賛成者挙手〕

○委員(長光村基助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十分散会

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局